

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十六（略）</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十五（略） 十六 N―（一―アダマンチル）―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十七 N―（一―アダマンチル）―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十八 N―（一―アダマンチル）―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類 十九～八十七（略） 八十八 二―「一―（シクロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン酸及びその塩類 八十九 三・四―ジクロロ―N―「二―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル」―N―メチルベンザミド及びその塩</p>
<p>（削除） 十七～八十七（略）</p>	
<p>（削除）</p>	

八十八～百四十四 (略)

(削除)

百四十五～百四十八 (略)

(削除)

百四十九～百九十八 (略)

(削除)

百九十九～二百五 (略)

類

九十一 — (二・三—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類

九十一～百四十五 (略)

百四十六 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

酢酸イソプロピルエステル及びその塩類

百四十七 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

酢酸エチルエステル及びその塩類

百四十八 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

ブタン—ニ—オン及びその塩類

百四十九・百五十 (略)

百五十一 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

—ニ—フェニルアクリルアミド及びその塩類

百五十二 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

—ニ—フェニルブタンアミド及びその塩類

百五十三 — フェニル—ニ— (ピペリジン—ニ—イル)

—ニ—フェニルフラン—ニ—カルボキサミド及びその塩類

百五十四～二百一 (略)

二百二 — (メチルアミノ) — (三・四—ジメチル

フェニル) プロパン—ニ—オン及びその塩類

二百三 — (メチルアミノ) — (チオフエン—ニ—イル

) プロパン及びその塩類

二百四 — (メチルアミノ) — (フェニルシクロヘキ

サン及びその塩類

二百五～二百九

二百十 — (メチル—ニ— (シクロヘキシルメチル) —

—ニ—インダゾール—ニ—カルボキサミド) — (三—メチ

(削除)

二百六〇～二百六十

(略)

ルブタノアート及びその塩類

二百十一 | メチル || 二 | 「二 | (シクロヘキシルメチル)

一 | H | インドール | 三 | カルボキサミド | 一 | 三 | 三 |

ジメチルルブタノアート及びその塩類

二百十二 | メチル || 二 | 「二 | (シクロヘキシルメチル)

一 | H | インドール | 三 | カルボキサミド | 一 | 三 | メチ

ルブタノアート及びその塩類

二百十三 | 〓 | 二百六十六 | (略)